

分割出願の戦略的活用事例

会員 鈴木 守
会員・弁護士 安井 友章



要 約

本稿は、近年における分割出願に係る特許権に基づく侵害訴訟を調査・分析することにより、分割出願の戦略的な活用がどの程度試みられ、実際にどの程度奏功しているのかを検証し、検証結果を具体的事例と共に報告するものである。

目次

1. はじめに
2. 特許侵害訴訟の統計データ
 - (1) 調査範囲および調査方法
 - (2) 調査結果
3. 具体的事例の検討
 - (1) 事例1：破袋機とその駆動方法事件（知財高裁 平成27年（ネ）10091号）
 - (2) 事例2：位置検出装臈事件（知財高裁 平成29年（ネ）10094号）
 - (3) 事例3：二酸化炭素経皮事件（知財高裁 平成30年（ネ）10041号）
 - (4) 事例4：金融商品取引管理装置事件（東京地裁 平成29年（ワ）24174号）
 - (5) 事例5：畔塗り機事件（東京地裁 平成27年（ワ）8517号）
 - (6) 事例6：端面加工装置事件（知財高裁 平成25年（ネ）10107号）
 - (7) 小括
4. むすび

1. はじめに

分割出願は、特許出願が複数の発明を包含している場合に、それらの中の一部の発明を別途出願する手続きであり、審査の過程において、発明の単一性の要件の違反を指摘されたときに、単一性の要件を満たさないとされた発明を別途出願して権利化することを想定したものである。

また、分割出願は、審査の過程において、特許請求の範囲に記載された一部の発明にのみ拒絶理由が指摘された場合に、当該一部の発明を切り離して原出願について早期に権利化を図るとともに、当該一部の発明

を別途出願して更に広い範囲での権利化を図るためにも用いられる。

さらに、特許権が登録されて権利が確定してしまうと権利範囲を拡張・変更することができなくなることから、競合他社を牽制するために、特許出願を特許庁に係属させておく手段としても分割出願は用いられる。これは、競合他社が製品の販売やサービスを開始してその構成が明らかになった後に、その製品ないしサービスを捕捉するような権利化を行おうというものである。

ところで、出願人は、原出願に係る出願過程においても、可能な限り広い権利を取得するべく、最善を尽くすわけである。分割出願に係る発明は、原出願の明細書の開示事項を超えることはできないのであるから、原出願に係る発明では捕捉できなかった競合製品を分割出願に係る発明で捕捉することは、それほど容易なことではないと考えられる。

そこで、本稿では、近年における分割出願に係る特許権に基づく侵害訴訟を調査・分析することにより、分割出願の戦略的な活用がどの程度試みられ、実際にどの程度奏功しているのかを検証する。

2. 特許侵害訴訟の統計データ

(1) 調査範囲および調査方法

特許侵害訴訟（不存確認訴訟、補償金請求訴訟を含む）について、直近5年間における、分割出願に係る特許権に基づく訴訟及びその勝率を調査した（以下では、分割出願に係る特許権を「分割特許」、分割出願ではない出願に係る特許権を「非分割特許」という。）。

具体的には、裁判所ホームページの裁判例情報データベースを用い、知的財産裁判例について、裁判年月日を「平成26年7月1日～令和1年8月31日」、権利種別を「特許権」、訴訟類型を「民事訴訟」「民事仮処分」として検索を行った。

そして、検索結果から、特許の技術的範囲の属否または有効性について判断している裁判例を抽出し、抽出した各訴訟で用いられた特許権の件数、特許権毎の勝敗、特許権毎に分割特許か否かを集計した。なお、上訴審の判決がなされている下級審の判決については集計から除外している。

本調査は、特許戦略における分割出願の有効性を分析することを目的とするものであり、各分割特許についての勝敗に着目すべきであるため、1件の訴訟において複数の特許権を用いている場合には、特許権毎に、分割特許か否かと勝敗とを集計した。例えば、1件の訴訟で2件の分割特許を用いて勝訴している場合には、訴訟としては1勝であるが、本調査では、両方の分割特許の侵害が認められていれば2勝、いずれか一方のみの侵害が認められていれば1勝1敗として集計している。

(2) 調査結果

ア 侵害訴訟に用いられた分割特許の割合

侵害訴訟に用いられた特許権のうち、分割特許の割合は、24.6% (98件/399件)であった。

比較のために、最近5年間(2014/09/01～2019/08/31)に公開された出願に占める分割出願の割合を調べたところ、約9.6% (138709件/1442180件)であった。出願に占める分割出願の割合に比べて、侵害訴訟に用いられた分割特許の割合は、約2.5倍と非常に高いことが分かった。

イ 分割特許および非分割特許の侵害認定率

分割特許について侵害と判断された割合は、30.6% (30件/98件)であった。これに対し、非分割特許について侵害と判断された割合は、24.9% (75件/301件)であった。分割特許の侵害認定率の方が、非分割特許の侵害認定率よりも若干高かった。

ウ 小括

以上より、特許侵害訴訟において、分割特許が用いられる割合は、出願に占める分割出願の割合に比

と極めて高く、分割特許の侵害認定率についても、非分割特許の侵害認定率に比べて若干高いという調査結果が得られた。

したがって、統計データに基づけば、分割出願の戦略的な活用は積極的に試みられ、実際に奏功しているといえる。

3. 具体的事例の検討

次に、分割特許で勝訴した具体的事例を取り上げ、分割出願の戦略的な活用という観点から検討を行う。

なお、分割出願で原出願よりも効果的に被告製品等を捉えることができるのは、被告製品等の構成が明らかになっているからであり、原出願時の審査段階では現れていなかった被告製品等が出現していることが、分割出願の戦略的活用の成立条件である。以下の具体的事例は、いずれも、被告製品等を認識したうえで、これを捕捉するように分割特許の特許請求の範囲を規定したと考えられるものである。

(1) 事例1：破袋機とその駆動方法事件（知財高裁 平成27年（ネ）10091号）

ア 分割出願の活用の要点

原出願の複数の独立請求項について、新規性ないし進歩性欠如の拒絶理由が指摘されたのに対して、被告製品を捕捉し得ない独立請求項については、拒絶理由が指摘されなかった下位請求項まで減縮補正して早期権利化を図るとともに、被告製品を捕捉し得る独立請求項については、分割出願を行い、被告製品を捕捉し得る範囲での権利化に成功した。

イ 事例の概要

原特許について、平成20年10月31日に早期審査の申請、同年12月16日に拒絶理由通知がなされており、分割特許について、原特許の拒絶理由通知に対する応答期間内の平成21年2月13日に出願、同年3月9日、13日にそれぞれ出願審査請求、早期審査の申請がなされている。また、被告製品1については、原特許の早期審査の申請以前の少なくとも平成19年6月頃から生産等されていると認定されている。したがって、特許権者は、原特許の早期審査の申請時点で、被告製品1の生産等を認識していたと考えられる。

原出願の審査前の独立請求項1には「破袋室の他方対向壁面より棒材を水平配置する複数の棒状キャッ

チャーからなる固定側刃物」との構成要件があり、独立請求項2には「破袋室の他方対向壁面より板厚みを水平に凸設配置される複数の板状刃物からなる固定側刃物」との構成要件があった（下線は執筆者らによる）。これに対して、被告製品1の「固定側刃物」は「棒状キャッチャー」ではなく「板状刃物」であり、独立請求項1では被告製品1を捕捉できないが、独立請求項2では捕捉できる可能性があった（図1参照）。

原出願の拒絶理由通知においては、独立請求項1及び2について同一の主引例によりそれぞれ進歩性欠如及び新規性欠如が指摘され、独立請求項1の「棒状キャッチャー」をさらに限定する請求項4には拒絶理由が指摘されなかった。特許権者は、独立請求項1を請求項4まで減縮補正するとともに、独立請求項2については本件分割出願を行った。

本件分割出願については、拒絶理由通知において原出願と同一の主引例により進歩性欠如が指摘されたものの、被告製品1を捕捉し得る範囲での減縮補正により権利化に成功した。

（2）事例2：位置検出装置事件（知財高裁 平成29年（ネ）10094号）

ア 分割出願の活用の要点

本事例では、第1世代として、異なる役割を持たせた4件の分割出願を行っている。すなわち、①被告製品を捕捉するために、原出願の発明から被告製品の備えない構成要件を削除した2件の分割出願、②被告の設計変更等に対処するために、原出願の発明をさらに抽象化した分割出願、③特許庁への係属を維持して様子を見るために、原出願の発明そのままとした分割出願を行っている。

イ 事例の概要

平成23年10月7日に出願された原出願において、平成25年6月27日にスーパー早期審査が請求されているが、興味深いことにその1週間前の6月20日に情報提供が行われている。出願人はライセンス交渉をしており、交渉の決裂とともに交渉の相手方が情報提供をし、出願人はスーパー早期審査を請求したのではないか。

原出願についてスーパー早期審査を請求した後、平成25年7月5日と7月26日に合計4件の分割出願を行った。2件は権利行使の妨げとなりそうな要件を原出願から削除した発明、1件は大幅に構成要件を削って抽象化した発明、残りの1件は原出願に手を加えていない発明の出願であった。原出願に手を加えていない1件を除いて、早期審査の請求もした。本稿では、侵害訴訟で用いられた2件の分割出願について説明する。

発明は、流体で駆動するシリンダが下限位置（又は上限位置）に達したことを検知する装置に関する。シリンダが下限位置に達すると、開閉機構の弁体がシリンダに押されて移動し、この弁体の移動によりエア通路の開閉状態が変化し、シリンダが下限位置に達したことを検出する。実施の形態を参照すると、弁体51が弁座52aに当接することにより、エア通路22を閉塞することが記載されている（図2参照）。

被告製品において、エア通路の開閉状態を切り換える構造はスプールを用いた構造で、スプールが上下することでエアが通過する隙間ができたり、閉塞したりするものであり、弁体が弁座と当接して閉弁状態とするものではなかった。

侵害訴訟で用いられた分割出願の1件は、原出願の

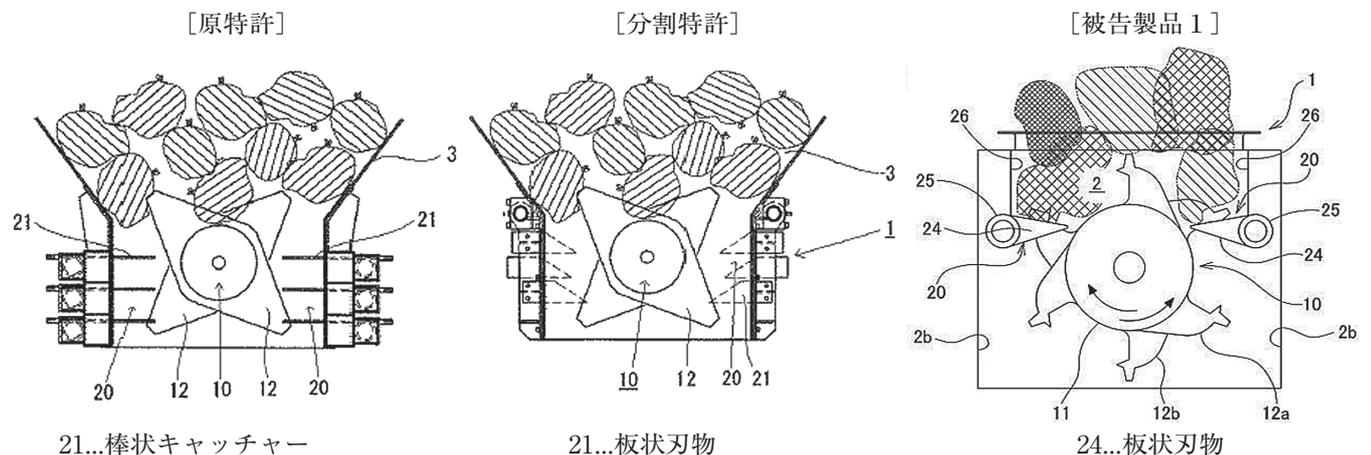


図1 事例1：分割特許と被告製品との関係

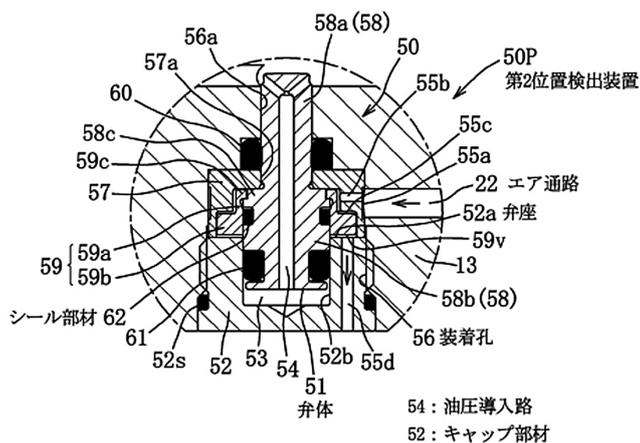


図2 事例2：本明細書【図3】

クレームにおいて、構成要件を充足しないと思われる構成（「弁座」）を省略した発明とした。これに対し、もう1件の分割出願は、弁体の移動で弁機構の開閉状態を切り換えることにより出力部材の位置を検知可能、というだけの非常に抽象的な発明とした。なお、後者の分割出願は紆余曲折を経て特許審決を得たが、その特許クレームにも「弁座」の要件はない。

このように、「弁座」の要件は、構成要件該当性の妨げになるため、これを省略した分割出願を権利行使の弾とすると共に、抽象化した発明をも分割出願し、将来なされる被告からの反論や設計変更などに対応できるようにした。

(3) 事例3：二酸化炭素経皮事件（知財高裁 平成30年（ネ）10041号）

ア 分割出願の活用の要点

分割の第3世代出願によって補償金請求（特許法第65条）を行った事例である。出願と同時に、審査請求および早期審査請求を行い、その後に発せられた拒

絶理由通知に対して応答をするや否や、警告を行うというアグレッシブな権利活用を行った事例である。

イ 事例の概要

第3世代出願は、第2世代出願の拒絶理由通知の応答期間内である平成25年4月26日に分割出願された。平成25年8月26日に拒絶理由通知に応答した後、直ちに、10月11日に被告に対して警告書を送付したことから、出願人は、拒絶理由通知に対する応答時には、被告製品の構成を知っていたはずである。

第1世代出願では、組成物の流動性に加えて、二酸化炭素発生補助剤（I）の構成を要件とした発明で権利化を目指し、それと並行して、第2世代出願で、塩基性組成物の流動性の要件を省いた形で、二酸化炭素発生補助剤（I）を特徴とする発明の権利化を目指した。第2世代出願で拒絶理由通知を受けると、二酸化炭素発生補助剤（I）の要件を省略した第3世代出願を行った。第3世代出願では、第1世代出願で規定していた組成物の流動性に関する要件と二酸化炭素発生補助剤（I）の要件のいずれもない形で、上記の拒絶対応を行い、特許査定を得た（図3参照）。

被告製品の構成は、特許と対比し得る部分以外については明らかではないが、平成24年12月に特許査定を受けている第1世代出願ではなく、未だ特許査定を得ていない第3世代出願で平成25年10月11日に警告を行っていることから見て、組成物の流動性に関する要件または二酸化炭素発生補助剤（I）の要件のいずれかを充足していなかったのであろう。

本件は、拒絶査定を受けたが、拒絶査定不服審判を補正なしで乗り切り、上記の警告時点からの補償金を

<p>第1世代（特許） 【請求項1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水、増粘剤及び炭酸塩を含有する塩基性組成物 ・二酸化炭素発生補助剤（I） ・前記塩基性組成物の流動性が、…5秒後の円盤の移動距離が30cm以内 	<p>第2世代（拒絶） 【請求項1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水、増粘剤及び炭酸塩を含有する塩基性組成物 ・二酸化炭素発生補助剤（I） 	<p>第3世代（特許） 【請求項1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水及び増粘剤を含む粘性組成物 ・炭酸塩及び酸を含む、複合顆粒剤、複合細粒剤、または複合粉末剤 ・前記増粘剤の含有量が1～15質量%
--	--	--

図3 事例3：各世代における主な構成要件

得ることに成功した。

(4) 事例4：金融商品取引管理装置事件（東京地裁 平成29年（ワ）24174号）

ア 分割出願の活用の要点

分割出願を行う場合には、通常は、原出願の当初明細書の内容で出願することが多い。本事例では、被告製品を捕捉するために発明のポイントとなる構成を差し替えたが、この差し替えを行うにあたって、原出願明細書に記載してあった課題についても、差し替えられた原出願の発明のポイントとなる構成に対応する記載を削除して分割出願した。

イ 事例の概要

本事例で用いられた特許は、外国為替等の金融商品の取引の管理に係る発明に関するものである。対象となった第3世代出願は、第2世代出願の拒絶理由通知が発せられる前に出願され、早期審査を経て、わずか2か月足らずで特許査定を得ている。

この特許のファミリーを見ると、原出願、第1世代出願ともに特許査定を得ている（第2世代出願も後に特許査定）が、これらの特許では、「一方で、このような相場の変動に伴い、約定価格を変動させれば大きな利益が得られる可能性もあるが、上記特許文献1においては、発注される注文情報の価格は一定であるため、人手によって行う取引であれば得る可能性のある利益が得られなくなるという問題もある。」（下線は執筆者らによる）という課題に言及した上で、解決手段には、いわゆる「決済トレール注文」に関する構成を含んでいた。ここで、原出願明細書に記載された課題と決済トレール注文との関係について説明する。

「決済トレール注文」とは、相場に応じて約定価格を自動的に変更する注文方式である。例えば、売り注文のスタート価格を100.00円、トレール幅を0.20円とする。相場が上がって100.00円になってもすぐに売却するのではなく、相場の上昇に伴って0.20円（トレール幅）刻みで売り注文の価格を上げていく。相場が102.00円を超えれば売り注文の価格も102.00円となる。そして、相場が下落して相場が102.00円に戻ったときに売り注文が約定する。これにより、相場の上昇に応じて売り価格を自動的に上げて、100.00円ではなく102.00円で売ることができ、利益を大きくすることができる。

原出願明細書の課題の「このような相場の変動に伴い、約定価格を変動させれば大きな利益が得られる可能性もある」とは、このことを記載しており、これを人手ではなく自動で行わせるのが、「決済トレール注文」である。

つまり、【発明が解決しようとする課題】に原出願と同じ記載をすると、その課題に対する答えとして導かれる構成は、「決済トレール注文」ということになり、決済トレール注文を構成要件から削除したい出願人としては都合の悪い記載である。

第3世代出願に係る本件特許においては、上で紹介した課題の下線部分は、明細書から削除され、本件特許の課題は、「発注される注文情報の価格は一定であるため、人手によって行う取引であれば得る可能性のある利益が得られなくなる」という記載のみが残され、「相場の変動に伴い、約定価格を変動させれば大きな利益が得られる」という部分は削除された。

その上で、本件特許の請求項1からは、「決済トレール注文」に関する構成が省略され、代わりに、「イフダンオーダーに係る注文形態を前提として、それぞれ等しい値幅で価格が異なる複数の売り注文を一つの注文手続きで生成する構成」（判決文より）を採用した。これはいわゆる「シフト機能」と呼ばれる機能である。

このように第3世代出願において、「決済トレール注文」に係る課題の部分削除し、イフダンオーダーに係る注文形態を前提としたシフト機能という新しい切り口で発明を再定義することによって、被告サーバが本件特許を侵害しているという判決を得た。

(5) 事例5：畔塗り機事件（東京地裁 平成27年（ワ）8517号）

ア 分割出願の活用の要点

本事例では、多数の分割出願を行ったうえで、ファミリー出願の内の一つの出願については、ターゲットを特定の被告製品に絞り込むことにより、当該特定の被告製品以外の他社製品を捕捉することを度外視した減縮補正を行うことで、特許性を確保したものである。

イ 事例の概要

本事例で用いられた特許は、元畔箇所へ供給された畔塗り用の泥土を元畔に塗りつけて、元畔を修復する

畔塗り機に関するものである。本件は、第2世代出願がなされた平成26年4月7日からわずか4ヶ月後の平成26年8月19日に分割出願された。その後、自発補正および面接を行って、半年後には特許査定を得た。

客観的な状況としては、本事件の対象製品であるSZ02シリーズ、AUZ02シリーズは、「Nipro Wave」という被告が発行する情報誌の2014年（平成26年）春号にお勧め商品として掲載されている。また、DZR02Wシリーズについても、同情報誌の2013年（平成25年）秋号に話題の新製品として掲載されている。これらの状況からみて、本特許権者は被疑侵害品を発見し、その被疑侵害品に対処するために速やかに権利化を行ったことが分かる。

第3世代分割出願において、面接を行った後に提出された補正書では、次の下線で示す要件が追加された。

「【請求項1】 元畦を修復する整畦体を備えた畦塗り機であって、…隣接する整畦板の境界部分に沿って設けられた連結片で前記隣接する整畦板を相互に連結することにより、一体の前記側面修復体が構成され、…前記連結片は、前記隣接する整畦板のうち、回転方向前側に位置する整畦板の整畦面の裏面に固定され、回転方向後側に位置する整畦板の整畦面に延在しないことを特徴とする畦塗り機。」

通常、特許請求の範囲において、否定的な表現は用いられることが少ない。一つの理由としては、従来技術にある構成が“ない”といっても、従来技術の上位概念になるにすぎず、進歩性が認められるケースは少ないからである。また、否定的な表現は、その構成を積極的に除外してしまうものであり、侵害を回避することが容易となってしまうからである。

したがって、本件特許の補正において、「前記連結片は、…整畦板の整畦面に延在しない」と補正していることは、非常に目を引く内容と言える。

本件において、「…延在しない」と特定している理由は、早期審査の事情説明書で挙げた先願を回避するためであった。上申書において、「文献5は先願であるところ、…具体的には、文献5の図2においては切欠部34において連結片（連結板部35）が回転方向後側に位置する整畦板の整畦面に延在しています。また、文献5の図5、6においては連結片（連結板部4）が回転方向後側に位置する整畦板（本体板部1）の整畦面に延在しています。」と述べている。

また、侵害との関係においては、被告製品がすでに公表されており、その構成が明らかであったから、分割出願では被告製品を捕捉できればよいという状況であった。特定の被告製品に照準を合わせると、他の競合製品を捕捉できなくなることも考えられるが、図4に示す分割出願情報に見られるように、特許権者は、多数のファミリーの特許を有しており、本件特許に関しては、特定の被告に対して最も効果的のようにカスタマイズすることが可能な状況であった。

以上のように、先願である文献5との差異を明確にしつつ被告製品を捉えればよいという目的が明確な状況であればこそ、本件特許権者は、「…延在しない」と言い切ってしまう補正をした。

(6) 事例6：端面加工装置事件（知財高裁 平成25年（ネ）10107号）

ア 分割出願の活用の要点

本事例では、原出願において、被告製品の備えない構成要件が明細書全体にわたって詳細に説明されていた。このため、侵害訴訟のクレーム解釈において当該

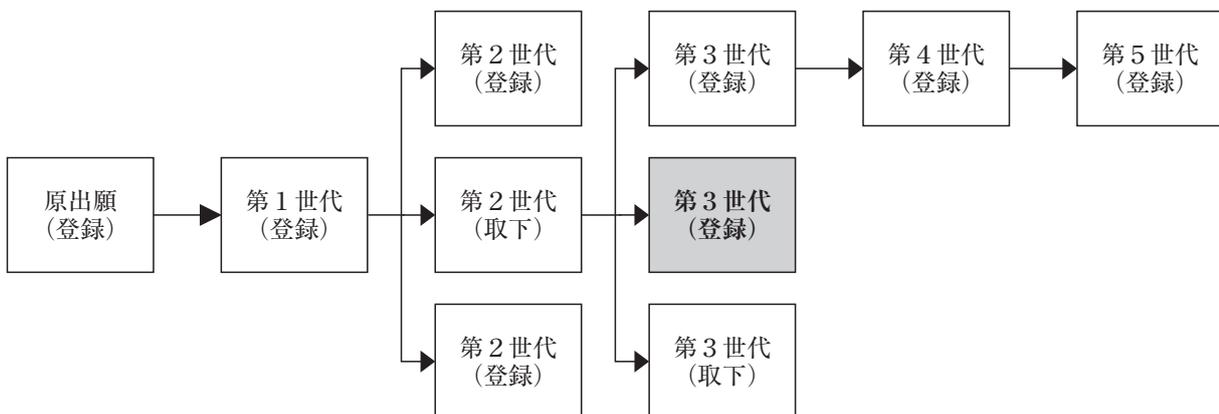


図4 事例5：分割出願情報

構成要件が重視されてしまうのを防止するために、原出願から当該構成要件を全て削除した分割出願を行ったものである。通常の出願実務では、補正により図面自体の差し替えを行うことは考え難いが、本事例では、補正ではなく分割出願を選択したうえで、図面についても原出願の図面から当該構成要件を削除した図面に全て差し替えている。

イ 事例の概要

この事件で用いられた特許は、トルシアボルトの破断面に生じたバリを除去する端面加工装置に係る発明に関するものである。原出願は平成19年3月14日に出版され、第1世代出願は平成20年11月26日に出版された。原出願は審査請求がなされることなく、みなし取り下げとなった。

原出願の請求項1は、以下のとおりであった。

「バリ除去用工具と、バリ除去用工具を回転するための回転機構と、ナットに押し当てられてバリ除去用工具の回転の反力をナットに負荷させるように構成されているナット押え部とを有し、バリ除去用工具はトルシアボルトの中心軸方向へ移動可能に構成されていることを特徴とする端面加工装置。」(下線は執筆者らによる)

原出願は、下線を引いて示したように、ナット押え部の構成要件を特定していた。ここで、ナットは、トルシアボルトのナットである。ナット押え部は、トルシアボルトのバリを除去しようとするときに、工具と一緒にトルシアボルトが回ってしまわないように回転を押さえるものである。ナット押え部は、原出願明細

書の【図1】にも記載されており、【図30】から【図35】にはナット押え部の4つのバリエーションが開示され、かなり力を入れて説明されていた。

ところが、被告製品には、ナット押え部13に該当する構成は存在しなかった(図5参照)。

そこで、本件特許権者は、特許請求の範囲から、「ナット押え部」の構成要件を削除するとともに、図面からも「ナット押え部」を削除し、明細書の関連する記載もすべて削除した。このように明細書、図面の全体にわたって変更しなかったため、原出願の補正ではなく、別出願としての分割出願という方法をとったものと推測される。

なお、原明細書には、「【0014】…ただし、作業者が、たとえばスパナ等で、バリ除去用工具(10)の回転反力を受け止めるのであれば、ナット押え部(13)を省略することが可能である。」等の記載があり、原出願の特許請求の範囲を補正することも可能であった。それにもかかわらず、本件特許権者が、補正ではなく分割出願を行った理由は、次のように想像される。

仮に、特許請求の範囲からナット押え部を除いたとしても、明細書および図面の全体にわたってナット押え部が記載されていると、クレーム解釈においてナット押え部を読み込まれてしまう可能性がゼロとはいえないので、ナット押え部の記載は削除しておきたかったのではないかと推測される。しかし、補正によって、図面からナット押え部13を除くというのは、通常の実務の感覚からするとリスクがあるので、保険のために元の出願を一定期間係属させておきたかったものと思われる。

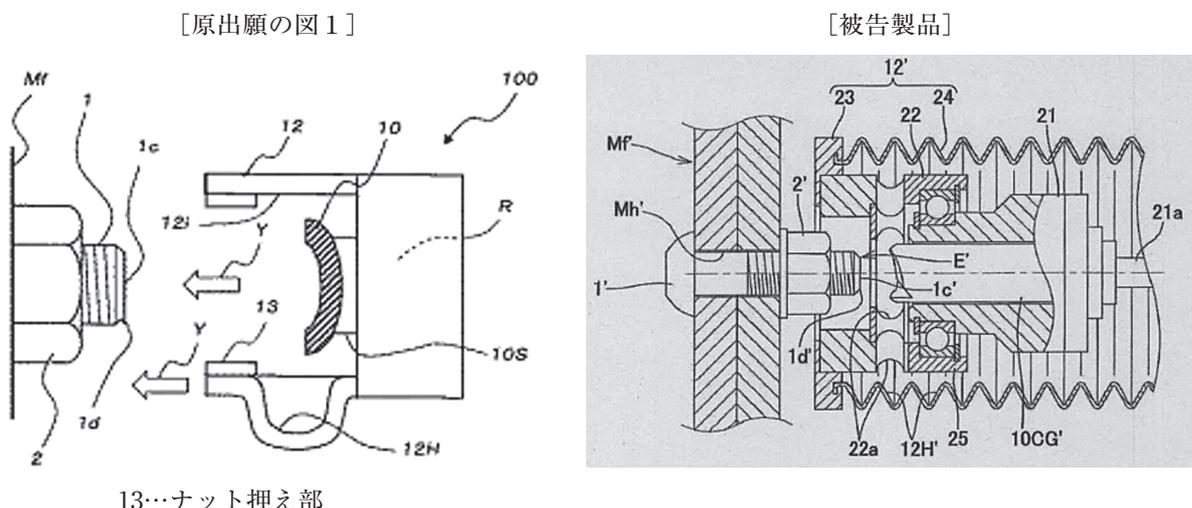


図5 事例6：原出願と被告製品

(7) 小括

分割出願の基本的な戦略は、原出願（あるいは前世代の出願）では捕捉できない競合製品を捉えるようなクレームを作成することである。上述した具体的事例について見たように、基本的な戦略を実現するいくつかのバリエーションが見られた。

大別すると、分割出願で、事例1のように原出願の特許性を確保するケースと、事例2～6のように競合製品に合わせるケースがある。さらに、競合製品に合わせるケースでは、事例2, 6のように構成要件充足性の妨げとなっている要件を削除するケースと、事例3, 4のように発明をシフトさせるケースがある。

また、分割出願を行うと権利が増えるので、特定の競合製品に照準を合わせた権利化を図るという活用方法があることが分かる。事例5では、ファミリー特許群のポートフォリオを有し、そのうちの1つの分割出願で特定の競合製品にターゲットを絞った。この戦略をとることで、特定の競合製品の構成と同じ内容であれば、他の競合製品の事情を考慮することなく追加の構成要件を取り込んでいくことができるので、特許性を確保することが容易になる。

4. むすび

本稿では、分割出願の戦略的活用が、現実にどの程度試みられ、実際にどの程度奏功しているかの検証を

試みた。

統計的分析でみたとおり、特許侵害訴訟において、分割特許が用いられる割合は、出願に占める分割出願の割合に比べると極めて高く、分割特許の侵害認定率についても、非分割特許の侵害認定率に比べて若干高くなっていた。上述した具体的事例でも紹介した様々な分割出願の活用が、このような統計的結果に結びついていると考えられ、分割出願の戦略的活用は実際に奏功していると結論付けることができる。

本稿における調査・分析の過程では、特許侵害訴訟において最終的に敗訴に終わった分割特許を含め、原出願時から長期間にわたって多数の分割出願を行い、その内の幾つかの分割特許に基づいて権利行使を行っている事例が多く見られた。例えば、上記の事例3～事例5ではいずれも第3世代出願で被告製品を捉えており、事例2では4件の分割出願をしたということを説明したが、そのうちの1件は第4世代の分割出願までなされ、本稿を執筆している現在も審査に係属している。

こうした事例をみていくと、権利行使が可能な特許を取得するためには、より良い権利を目指して、粘り強く権利化を行うことが肝要であることに改めて気づかされる。

以上

(原稿受領 2019.9.28)